

番号	分類	水質検査項目	目標値	解説
目1	金属	アンチモン及びその化合物	0.02mg/L以下	鉱山排水や工場排水などの混入によって河川水などで検出されることがあります。
目2		ウラン及びその化合物	0.002mg/L以下（暫定）	主に地質に由来して地下水などで検出されることがあります。天然に存在する主要な放射性物質のひとつです。
目3		ニッケル及びその化合物	0.02mg/L以下（暫定）	鉱山排水、工場排水などの混入やニッケルメッキからの溶出によって検出されることがあります。
目4	削除	削除	削除	
目5	一般有機化学物質	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	殺虫剤、有機溶剤として使用される有機化学物質です。
目6	削除	削除	削除	
目7	削除	削除	削除	
目8	一般有機化学物質	トルエン	0.4mg/L以下	染料、有機顔料などの原料です。代表的な有機溶剤でシンナー、接着剤などに広く使用されます。
目9		フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08mg/L以下	プラスチック添加剤（可塑剤）などとして使用される有機化学物質です。
目10	消毒副生成物	亜塩素酸	0.6mg/L以下	二酸化塩素の原料又は分解生成物です。二酸化塩素の使用に伴って処理水中に残留するおそれがあります。次亜塩素酸ナトリウムの分解生成物です。
目11	削除	削除	削除	
目12	消毒副生成物	二酸化塩素	0.6mg/L以下	浄水処理過程において主に酸化剤として使用されます。
目13		ジクロロアセトニトリル	0.01mg/L以下（暫定）	原水中の一部の有機物質と消毒剤の塩素が反応して生成されます。
目14		抱水クロラール	0.02mg/L以下（暫定）	原水中の一部の有機物質と消毒剤の塩素が反応して生成されます。
目15	農薬	農薬類	検出値と目標値の比の和が1以下	水田、畑などで使われる殺虫剤、除草剤などの農薬を対象とします。各農薬の検出値を各目標値で除した値を合計して、その合計値が1以下であることを確認します。
目16	におい	残留塩素	1mg/L以下	水道法では、衛生確保のため塩素消毒を行うことが定められています。残留塩素とは、水道水の中に消毒効果のある状態で残っている塩素のことをいいます。
目17	味	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	10mg/L以上100mg/L以下	基準項目に同じ
目18	着色	マンガン及びその化合物	0.01mg/L以下	基準項目に同じ
目19	味	遊離炭酸	20mg/L以下	水中に溶けている炭酸ガスのことで、水にさわやかな感じを与えますが、多いと刺激が強くなります。また、水道施設に対し腐食などの障害を生じる原因となります。
目20	におい	1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/L以下	工場排水などの混入によって地下水で検出されることがあり、高濃度に含まれると異臭味の原因となります。
目21	一般有機化学物質	メチル-t-ブチルエーテル(MTBE)	0.02mg/L以下	オクタン価向上剤やアンチノック剤としてガソリンに添加される有機化学物質です。
目22	味	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3mg/L以下	有機物の指標として基準項目の「有機物」とは別の測定法により求めた量。水中の有機物などの量を一定の条件下で酸化させるのに必要な過マンガン酸カリウムの量として表したものです。
目23	におい	臭気強度(TON)	3以下	臭気の強さを定量的に表す方法で、水の臭気がほとんど感知できなくなるまで無臭味水で希釈し、臭気を感じなくなったときの希釈倍数で臭気の強さを示したものです。
目24	味	蒸発残留物	30mg/L以上200mg/L以下	基準項目に同じ
目25	基礎的性状	濁度	1度以下	基準項目に同じ
目26		pH値	7.5程度	基準項目に同じ
目27	腐食	腐食性(ランゲリア指数)	-1程度以上とし、極力0にする	水が金属を腐食させる程度を判定する指標で、数値が負の値で絶対値が大きくなるほど水の腐食傾向は強くなります。
目28	清浄度	従属栄養細菌	1mLの検水で形成される集落数が2000以下（暫定）	生育に有機物を必要とする細菌のことです。水道水の清浄度の指標であり、集落数が少ないほど水道水が清浄な状態であることを示します。
目29	一般有機化学物質	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	家庭用のラップ、食品包装用フィルムの原料に使用します。
目30	金属	アルミニウム及びその化合物	0.1mg/L以下	基準項目に同じ
目31	削除	削除	削除	